地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙８

ゼロカーボン推進事業に係る交付対象事業等（実施要綱第３の８、第４の８、第６の６、第７の８、第８、第11、第12関係）

第１　交付対象事業

１　交付対象事業は、ゼロカーボン北海道の実現に向けて取り組む、地域の特性と優位性を活かした脱炭素化の事業とする。（ゼロカーボンに関する組織の立ち上げや事業の検討支援などを基本とする。）

２　国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業については､原則として交付対象外とする。ただし、国庫補助等対象部分と対象外部分を明確に区分できる事業については、当該対象外部分を交付対象とすることができるものとする。

第２　交付対象経費

交付対象経費は、交付対象事業に要する経費のうち、次の経費を除外した経費とする。

(1) 賃金及び職員費（ソフト系事業の実施に必要不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費を除く。）
(2) 貸付金・保証金
(3) 基金の積立金
(4) 施設等の維持補修費及び維持管理費
(5) 食糧費及び交際費
(6) 用地取得費
(7) その他知事が不適当と認める経費

第３　交付金額の算定

１　交付税措置のある地方債を利用する事業に係る交付金額は、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額（その額が交付金の額の上限額を超える場合には上限額）の範囲内とする。

２　前項の場合の交付金額は、当該地方債を満度に充当したものと見なして算出するものとする。ただし、過疎対策事業債又は辺地対策事業債を利用する事業については、交付対象経費から交付対象経費に係る当該地方債の額を控除した額に２分の１を乗じて得た額の範囲内（その額が交付金の上限額を超える場合には上限額とし、交付対象経費の12.5パーセントを超えることはできない。）で交付できることとする（当該事業の財源としている負担金に交付税措置のある地方債を利用している事業についても同様とする。）。

第４　事業計画の提出

実施要綱第７の８に定める関係書類は、次のとおりとする。

１　ハード系事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

２　ソフト系事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第２号様式）

第５　交付申請及び実績報告

事業告示で示す交付申請書及び実績報告に添付すべき関係書類は、次のとおりとする。

１　ハード系事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第１号様式）

２　ソフト系事業
地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）事業実施概要書（別記第２号様式）

第６　その他の取扱い

１　継続事業

(1) ハード系事業
事業期間が複数年度に及ぶ事業については、当該年度の事業費に係る交付対象経費の範囲内で毎年度交付することができる。

(2) ソフト系事業
継続して実施される事業（同様の事業内容で他の総合振興局・振興局で採択された事業も含む。）については、各年度の事業をそれぞれ交付対象事業とすることができる。
ただし、継続して交付できる期間は３か年度とする。

２　工事完成届

局長は、交付規則第13条の規定に基づき、工事完成届を受理したときは、当該職員に検査を行わせるものとする。ただし、交付事業者が市町村の場合であって、当該市町村の職員が作成した検査調書の写し（交付事業者の長が原本謄写の証明をしたものに限る。）を添付することをもって確認することができると認められる場合は、この限りではない。

３　優先的採択

優先的に採択する事業については別に定めることとし、これに基づき審査を行った上で交付対象事業の採択を行うものとする。

なお、交付事業の採否及び交付金額の決定に当たっては、当該団体の要望事業数、要望額や過去の採択状況に加え、当該団体の財政規模、財政調整基金やその他の基金の積立て状況等財政状況についても考慮するものとする。

ゼロカーボン推進事業において優先的に採択する事業

地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業）実施要綱 別紙８（標準要綱）第６の３に規定する優先的に採択する事業は次のとおりとする。

対象事業	内容（例）
１　市町村が関与した地域脱炭素を担う組織（地域電力会社等）の立ち上げ支援事業 ※新組織の立ち上げ、もしくは、当該組織の設立３年以内の非収益活動に係る費用への支援	地域の電力会社の設立に向けた設備導入や系統接続等に向けた検討
２　地域特性を活用した地域脱炭素に資する事業の検討支援事業	地域の炭鉱等を活かした CCUS の検討、脱炭素に貢献する未利用資源の有効活用に向けた検討
３　地域創生に資する再エネ導入促進事業	子育て施設や福祉施設など地域創生の拠点となる施設への再エネ導入を支援する事業
４　産官学が連携して取り組む先駆的な事業	大学や企業と共同して行う CO2 排出モニタリング実証の実施、学生と協働して行う住民の行動変容に関する社会実験
５　振興局と地域の連携により先導的な取組を進める事業	振興局と市町村による次世代自動車のシェアリング実施